

自転車指導啓発重点地区(鹿児島中央警察署)

令和5年5月



本画像にはインクリメントP株式会社の地図を使用しています。個人的使用その他法律によって明示的に認められる範囲を超えて、コンテンツを使用（複製・改変・転用・転載・電磁的加工・送信・頒布・二次的使用、その他これらに類する全て）をする行為を禁止します。

【選定理由】

選定した天文館アーケードは、南九州随一の繁華街ということもあり、買い物客や観光客等で昼夜を問わず人通りで賑わう場所であるため、時間帯によっては歩行者用道路となっています。

規制時間帯には自転車に乗車しての通行は出来ませんが、自転車の通行が規制されていることを知らない方も多く、違反者が多くなっています。

【なんの違反に当たる？】

歩行者用道路を自転車に乗車して通行する行為は、通行禁止違反に該当します。



もし、歩行者にぶつかってしまって歩行者がけがをすれば、交通人身事故となり、刑罰の対象となります。

【自転車を運転する皆さん、次のことを守りましょう！】

- ・ 歩行者用道路を通行する場合は、自転車から降車して押して歩きましょう。押して歩く場合は歩行者となります。
- ・ 自転車を押して歩く場合でも、歩行者との間隔を保ち、衝突しないように十分に気をつけましょう。
- ・ 自転車を駐輪する場合は、駐輪場を利用するなど、歩行者の通行の妨げにならないよう気をつけましょう。



この標識のある区間では、自転車に乗車しての通行は、交通違反です！

【天文館アーケード街の歩行者用道路の交通規制

(図面記載の①, ②, ③, ④の路線)

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 市道天文館通り線 | 11:00-翌02:00 |
| ② 市道天文館通1号線 | 10:00-翌05:00 |
| ③ 市道諏訪小路2号線 | 10:00-翌05:00 |
| ④ 市道天文館馬場2号線 | 10:00-翌05:00 |

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。